

## 公示送達について

地方税法第20条の2第1項及び古河市税条例第18条の規定により、次の通知書番号に係る通知を次の者に対して公示送達いたします。この場合において、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなします。

なお、送達すべき書類については、財政部市民税課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付いたします。

令和8年6月4日  
古河市長 針谷

送達を受けるべき者の氏名	送達を受けるべき書類を特定するために必要な情報（通知書番号）
株式会社 三心興業	55858
有限会社 佐藤電工	56868
高千穂建設 株式会社	70574
合同会社 CHAUHAN TRADING	70664